

羽島郡広域連合情報セキュリティ基本方針規程

(目的)

第1条 本基本方針は、羽島郡広域連合が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、羽島郡広域連合が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(情報セキュリティ基本方針)

第2条 情報セキュリティ基本方針に関しては、笠松町情報セキュリティ基本方針規程（平成15年笠松町訓令乙第1号）の例による。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。